

# 監査委員の決算審査意見

平成17年度中頓別町各会計歳入歳出決算審査は、平成18年7月5日から8月の3日（中頓別町国民健康保険病院事業会計）、8月21日から25日（中頓別町一般会計等その他全会計）の日程で行われました。監査委員からの決算審査意見書の要旨をお知らせいたします。

~~~~~

## 決算審査意見書の要旨

### （1）中頓別町国民健康保険病院事業会計

17年度の病院事業の決算状況は、収益的収支で見ると、当年度純損失が前年度に比べ、14,120千円減少したものの、平成14年度から4年連続の赤字決算となっており、累積欠損金は270,914千円に達している。

収益率、財政比率は、ごく一部を除いて前年度から改善されてきており、経営の安定性、健全性は高まっているが、運転資金のうち現金・預金が前年度から4千万円以上目減りしており、不良債務の発生が案じられるところまで切迫している。

18年度診療報酬制度の改定にともなう医業収益の低下と医師2名体制やその他医療スタッフの充実による給与費の伸びを考慮すると、今後は、一層厳しい経営状況に陥ることが予測される。このため、現行の医療水準の維持が可能かどうかを含む経営の抜本的な見直し議論が必要である。

### （2）一般会計及び特別会計（国民健康保険病院事業会計を除く）

本年度の財政状況について、財政指数を見ると財政基盤の強さを示す「財政力指数」がわずかに上昇しているものの、自主財源比率はわずか1割にすぎず地方交付税や国・道からの支出金などの減少が財政悪化に直結しているのは明らかである。加えて、公債費の増加が将来の住民負担を重くし財政構造の弾力性を圧迫している。

経常収支比率をはじめとする各財政指数はいずれも高い水準にあり、国が求める一般的な数値目標と比べて、公債費にかかる指数がすでに財政運営上の警戒ラインを超え、危険ラインに達している。

市町村の地方債発行（起債）は、従来知事の許可が必要だった

が平成18年度から原則自由裁量で発行が可能になった。しかし、財政が厳しい自治体が地方債を乱発すると地方債全体の信用を低下させるため、国はこの新指標「実質公債費比率」を設けた。「実質公債費比率」が18%未満を満たした自治体のみ地方債の自由発行を認めるが、25%を超えると単独事業に充てる地方債の発行が制限され、35%を上回ると公共事業に充てる大半の地方債発行ができなくなる。

町では、すでに「公債費適正化計画」（計画期間17年度～23年度）を策定しており、当面、起債制限の措置を避けられると思料するが、今後一層、町税等の増収を図るとともに、歳出面においては引き続き人件費の削減と事務事業全般の見直しを行うなどして危機的な財政の健全化を図る必要がある。

今後は、町民の理解と協力のもと、中長期行財政運営計画や総合計画などに沿って簡素で効率的な行財政システムの確立をはかり、地方自治運営の本旨である「最小の経費で最大の効果」をあげられるよう、費用対効果を見定め経営的視点に立った町政運営を望むものである。

#### （他の指摘事項）

- ① 各種検診や施設点検など、委託契約内容と支出科目の不一致事例が見られたので統一されたい。
- ② コンピュータ・ソフトウェア購入で、備品台帳未搭載のものもあるので改善されたい。
- ③ 学校備品の一部に、内容に未確認事項があるので整備されたい。
- ④ こども館の運営については、民営化を含む長期的視点に立った運営の抜本的な見直しを行うべきである。
- ⑤ バランスシート及び行政コスト計算書は、広報誌などで町の資産と負債の全容、町民一人当たりの「将来の税金」を伝えるよう求める。
- ⑥ 町広報紙と議会だよりは、経費削減の観点から統合を検討協議すべき。
- ⑦ 保健事業のリハビリ教室と、介護保険事業で同様メニューの開始にあたっては、競合のないよう連絡調整をすべきである。
- ⑧ 臨時職員募集の際は、勤務条件をわかりやすく町民に提示するとともに応募機会の公平さを担保し、極力地方公務員法を遵守して同一人が継続雇用されないよう町民間の仕事の分け合いに努めるべきである。